

間違った出し方（分別収集）

4月から分別収集の分け方が変わりましたが、次のような間違いが多く見受けられます。出し方が間違っているものは回収されないので、十分注意してください。

1 分別収集に出してはいけないもの



- プランター、ハサミ付きハンガーは、プラスチックなので、可燃ごみに出します。



- 照明の傘は、プラスチックなので可燃ごみに出します。
- この送風機のような製品は、小型家電ですが、サイズが大きいため直接クリーンセンターに搬入してください（両島の場合は粗大ごみ）。
- 分別収集のコンテナに入らないサイズのごみ（資源）は、分別収集に出せません。

2 分別収集の分け方ができていないもの



- びんは、色別に分けます（生きびん、無色透明、茶色、その他）。
- ドリンクの金属キャップは外してください。
- 茶碗、皿、マグカップなどの陶器は、「ガラス・陶磁器類」に分けます。

3 分別収集に出せるものと可燃ごみに出すものが混ぜられ、分別もできていないもの



- ハサミ付きハンガーなどのプラスチック製品は、可燃ごみに出します。
- 木の板は、可燃ごみに出します。
- スチール缶は、スチール缶（分別収集の緑色の網袋）に出します。

間違った出し方（可燃ごみ集積所）



- 枝や草は、ピンクの可燃ごみ用指定ごみ袋に入れてください。
- 知多南部リサイクルステーションに直接持ち込む場合は、資源化されるため無料です。



- 缶、びん、ペットボトルは分別収集に出してください。
- 可燃ごみは、黄色のごみ袋で出してはいけません。ピンクの可燃ごみ用指定ごみ袋で出してください。
- ダンボールは分別収集に出してください。

使い残した指定ごみ袋（黄色）の払戻

11月30日まで

場所	役場本庁（豊浜）2階 環境課
日程	9月1日から11月30日まで（土日祝日除く）
時間	午前9時から午後5時まで

事業者の皆さんへ「事業系ごみの減量」

～ごみの減量は利益の増加～

知多南部クリーンセンターや令和4年4月から供用開始する知多南部広域環境センターでは、家庭のごみだけではなく、事業活動により排出されたごみ（産業廃棄物を除く。下記※参照）も処理します。知多南部広域環境センターは、ごみを減量することを前提に処理能力を決定しています。処理能力には限りがあるので、家庭のごみだけではなく、事業系ごみも減量しなくてはなりません。

※ 事業活動により排出されたごみ（事業系ごみ）

- 産業廃棄物
- 事業系一般廃棄物

ごみを減量するメリット

- ごみ処理費用の削減
- ごみ保管スペースの削減
- ごみの排出回数の削減



=



減量のポイント

- 水を切る（特に食品製造業、飲食業で効果が高い）
- 在庫の適正管理
- 原料や商品の包装・梱包の見直し
- 生ごみのたい肥化（コンポストなどの利用）

ごみは重さで処理費が
計算されます。水を切
って軽くしましょう！

ごみの排出は、経営に直結する課題です。ごみの出し方を見直し、ごみを減量し、経営に活かしてください。